



平成28年11月2日

各 位

会 社 名 株式会社SRAホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鹿 島 亨
(コード：3817、東証第一部)
問合せ先 管理本部長 生川 尚幸
(TEL 03-5979-2666)

当社子会社の訴訟の判決の更正決定に関するお知らせ

平成28年10月31日に発表しました、当社子会社である株式会社SRA（以下、「SRA」という。）が株式会社ハピネット（以下、「ハピネット」という。）に対して提起した損害賠償等請求訴訟およびハピネットがSRAに対して提起した業務委託料返還等請求訴訟の判決について、東京地方裁判所により判決の更正決定がなされたため、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 判決の更正決定がなされた裁判所および年月日

- (1) 裁判所：東京地方裁判所
- (2) 判決の更正決定年月日：平成28年11月1日

2. 更正決定の内容

- (1) ハピネットは、SRAに対し金2,232万5,625円およびこれに対する支払済までの年6分の割合による遅延損害金を支払え。
- (2) SRAは、ハピネットに対し[更正決定前]金7億9,032万2,500円およびこれに対する支払済までの年6分の割合による遅延損害金を支払え。
[更正決定後]：金8億2,232万2,500円
- (3) SRAおよびハピネット双方のその余の請求を棄却する。
- (4) 訴訟費用は4分の3をSRAの負担とし、4分の1をハピネットの負担とする。
- (5) この判決は、仮に執行することができる。

以 上